

## 雜學事件と近世仏教の性格

石川力山

現代の日本仏教の存立基盤を考える時、その社会史的經濟史的淵源を迎れば、当然近世仏教の性格にぶつかる。しかしこの近世仏教の性格と想定される諸要素も、たとえば幕藩体制下に成立したとされる檀家制度や本末支配等は、すでにその前段階で萌芽もしくはかなり組織的に整備されつつあったことは周知の如くである。仏教々団支配のために幕府が次々に発した法度類に関しても、後でも触れるが、たとえば禪宗関係の法度に限って言えば、必ずしも独創的なものではなかった。こうした事實は、必ずしも教団史や制度史の問題に限った事象ではなく、教義・教理の面でも同様の推移があったことを予測せしめる。幕府は各仏教々団に対して学問を奨励したため、近世教学は飛躍的展開を遂げたと言われるが、それは果して一方的な理由に促された結果なのであろうか。このように考えてくるなら、近世仏教として特筆される種々の性格も、実は中世仏教の發展的帰結に外ならないのではないかという推測も可能となる。もちろん、中世仏教・近世仏教

といっても、歴史の推移、特に宗教史の問題に関しては、截然とした画期を想定することの困難さ、またはある種の無意味さは誰しも感ずるところであろうから、近世仏教を中世仏教から切り離して論ずるようなことは誰もすまい。しかし、たとえば近世の部落差別の強化に機能した寺院の役割について論じられる場合にはきまって、「近世幕藩体制下における仏教」という視点を越えることのできない現在の認識、さらに部落差別の固定化に機能した最悪の仏教イデオロギーとされる「宿業」の問題に関しても、「近世幕藩体制下でねじまげられた教学」という説明を出ない近世仏教に対する認識は、やはり根強いものがあり、中世仏教との比較において、發展的継承と見られる諸要素と、近世仏教が決定的に異なる方向に進んだ側面とは、近世仏教（それは近代以降の仏教とも同根の部分を持つ）の総合的理解のためにも、ある程度認識しておく必要があるように思われる。ある程度といったのは、問題の取り上げ方によってはその評価にかなりの振幅があると

思われるからである。

こうした状況を考えてみたのは、筆者が今整理を進めている中世曹洞宗に特有の、広く展開した膨大な量の抄物資料(所謂、洞門抄物)の世界が、近世にはいって一挙に失われるに至ったことについて、これをいかに理解したらよいかという課題に逢着したためである。洞門抄物についてここで詳しく論じ解説している紙幅はないが、およそ中世の曹洞禅僧であるなら誰もが、出家得度から参禅修行・嗣法伝授・建法幢・在家化導・江湖授戒会・葬送供養等の、出家者としての行動や活動の折々に必ず携帯しました師から伝授されたはずの、修行のためのテキスト、儀礼指南書であった。そしてそれは、曹洞禅僧の活動の源泉ともい得るものであった。これらの文献史料が近世初期以降、あるものは直接否定され、またある種のものには漸次宗史の表面から姿を消すに至る。その中にはたとえば切紙資料のように、諸種の儀礼の指南書として、末端部分では依然として伝授され続けたものもあり、また中世曹洞宗における公案参得の禅の実態を伝える門参資料も、門派によっては江戸期にはいっても実際に用いられた形跡もあるが、近世宗学の表面からは姿を消すことになる。そして表題に示した「雑学事件」は、これら中世抄物資料の後退を促進する象徴的出来事であったという作業仮説を筆者は持っており、それはまた仏教史の上から見ても、近世仏教に通底

雑学事件と近世仏教の性格(石川)

する性格をも提示してくれる事件であるという捉え方でもできる。以下、近世仏教の把握という課題を踏まえつつ、雑学事件なるものの推移と、その歴史的位置付けを中心に論じてみたい。

### 「雑学事件」について

雑学事件とは、一名「代語講録事件」とも呼ばれ、曹洞宗史の中では珍らしく宗旨に違背したとして、宗門擯罰に処せられた事件で、慶安二年(二六四九)と承応二年(二六五三)の二度あったことが知られている。すなわち、前者については、

読物致シ擯罰僧之覺

青松寺牛昌 青松寺温提 吉祥寺永訓 広岳院宋恩(一本息)

大衆寺純智 同所殊連 同所謂川 賀州宗江寺(一本院) 徐朔

青(一本漕) 岩寺不閑 万松院瑞秀

右拾人之僧壁書之表を背、当夏青松寺曹源寺長谷寺於聚会雑学を専にす、依之三ヶ寺のひんひやうを以、永ク令擯罰者也、此徒党諸山諸寺院におめて不可許容旨可任御朱印之表、并江湖雲水参会せしむるにおめてハ、可為同罰者也、仍執達如件、

総寧寺英俊

慶安貳己丑七月十二日

大中寺門解

龍穩寺嶺樹

〔興聖寺文書〕一、二二三頁

とあり、江戸府内を中心とする十ヶ寺の僧が擯斥追放処分になった事件であり、後者は、

擯罰

一、宇治興聖寺万安 美濃全久院鉄心 江戸太宗寺雲龍 江戸長洲寺閑尊 江戸広岳院湖札 江戸天徳院徹源 江戸賢宗寺文芸 江戸湖雲寺虎道 江戸正休寺牛恕 江戸海蔵寺洞雲 江戸鳳林寺徹鯨

館林盛巖寺、館林春昌寺、小金広徳寺、宇都宮栄林寺、宇都宮祥雲寺、笠間盛巖院、白岡興禅寺、古河永井寺、千本長安寺、江戸仏性寺、相州東聖院、丹州瑞巖寺、江州徳生寺、上州曹源寺、撰州大広寺、信州東光寺、相州海翁院、信州金鐘寺、信州長谷寺、信州真高寺、城州海蔵寺、城州東雲寺

右雑学之師学等、乱曹洞之宗規、我心自在而建立新宗、誣諱閻、加之慶安元子歳出所違背五箇条壁書、依之其徒党令擯出之畢、於諸山不可許容勿論、叢林徘徊師学、須臾参会於有之者、可為同罪者也、仍状如件、

承応二癸十一月 日  
 巳十一月 日  
 給寧寺松頓（黒印）  
 龍穩寺御州（黒印）  
 大中寺門解（黒印）  
 可睡斎  
 給持寺

龍雲寺

永平寺英峻（黒印）

〔曹洞宗古文書〕下、七〇七〜八頁

という通達が末派寺院に出され、この時も江戸府内の寺院が中心であるが、さらに対象寺院を拡大して全国的規模で三十三ヶ寺の僧が擯斥処分を受けた。この処分がかなり徹底して行われたらしいことは、さらに明暦二年（一六五六）三月付で、「今度御追放之寺院住持等者不及申、其衆寮在之学者許容有之間敷事、云云」という、擯罰者不許容に関する論達が総寧寺松頓・龍穩寺御州の連署で出されていることによつて知られ（『洞門政要』七八〇頁）、後の記録であるが、録所方との対立から呪咀調伏や剣難毒薬の沙汰も出来たとされ（『宗統復古志』）、また寺内追放となつたために無住寺院となり、やがて他派（妙心寺派）に転じた寺院もあった（『八日市市史』第三卷、竹貫元勝稿、第八章第五節禅宗寺院の展開）。この種の事件はその後江戸期を通じて惹起された形跡がなく、その意味ではその後の宗門史を大きく方向付ける出来事であつたと言える。さらに慶安二年の擯斥では、擯罰僧側から訴訟が起これ、僧録方は法度を楯にして幕府権力の介入によつて決着を図ろうとした（『興聖寺文書』一、「録学口論之事」二〇〜三三頁）。こうした法度違反を理由に僧籍を剝奪された事件として想起されるのは、寛永四年（一六二七）の紫衣事件であるが、事件の性質は別にして雑学事件がこれと決定的に異なる点は、その対応には関三利の僧録および本山が当り、寺社奉行側は常にオブザーバーとしての出席にとどまっていた点

で、擯罰の決定は教団内でつけられた形となっている。ただし僧録方の背景には常に社寺奉行の権威が控えており、評論の推移も理としては訴訟方が筋が通っていたが（この点も紫衣事件に共通する）、本寺に敵対し法度を罵ったという罪状に摩り替えられ、事件は決着した。このような決着の仕方は幕府側にとって極めて好都合なもので、これにより僧録支配は益々強固なものになり、また本末支配もより徹底されることになった。

以上が雑学事件の概要であるが、この事件をめぐって種々の問題、疑問が起る。まず第一には、そもそもこの「雑学」とはいかなる内容の学を指して言ったものか、さらにこれを判断した機関はどこかということである。慶安二年の覚には、雑学と判断された書物の一覧が掲載しており、それは次のようなものである。

慶安貳丑ノ夏江湖にて読物之事

曹源寺江湖にて一、禪儀外文 純智、同所一、大洲代 同人、同所一、四部録 謂川、同所一、真歇拈古 同人、同所一、大洲代 徐朔、同所一、江湖集 殊連、同所一、龍州代 同人、青松寺江湖ニ而一、無門関 温提、同所一、観音懺法 同人、同所一、大洲代 同人、同所一、江湖集 牛昌、同所一、乾国代 同人、

長谷寺江湖にて一、禪林類聚 宋恩、同所一、六祖壇經 同人、

雑学事件と近世仏教の性格（石川）

同所一、五家正宗 同人、同所一、恩朔法門 同人、同所一、江湖集 永訓、

〔興聖寺文書一、二二頁〕

雑学と判断されたこれらの典籍は、『大洲代』・『龍州代』・『乾国代』および『無門関』・『禪林類聚』等のように、中世の曹洞宗における公案禪の盛行を継承するテキストとしての共通性を有するものもあるが、他は殆んど雑学と判断される共通点を見出し得ないものばかりである（中山成二「代語講録事件考」『曹洞宗研究員研究経要』十一号）。これらを雑学と判断した機関は、論達等から見ても当然差し出し人の僧録や本山というところにあるが、永平寺英峻（一六七四）には『高国代』『高国代抄』といった同様の門参関係資料の著があり、龍穩寺御州（一六六四）にも多くの門参資料が伝えられている（永平寺所蔵『仏家之大支』等）。これと同様の典籍を雑学として排することは、自らの立場も否定しなければならぬ危惧をも孕んでいることである。これらの典籍は、内容そのものが否定されたのではなく、「江湖会」中に寮内で読まれたので排斥された傾向があり、通常における講読を制限したのではない（『永平寺史』巻下、吉田道興稿、第六章第二節、万安英種と雑学事件）とする説もあるが、内容の問題は依然として残る。これに対して、排斥の理由は典籍にあつたのではなく、用い方に問題があつたが、さらに僧録方と擯

罰される側との間には宗議論を越えた統制上の問題を含んでいたとする見方もある（前掲中山成二稿）。すなわち、承応の擯斥に名が見える宇治興聖寺の万安英種（一五九一—一六五四）・美濃全久院の鉄心道印（一五九三—一六八〇）を筆頭としてその影響下にあった者達を、なんらかの理由により排斥しなければならなかったのではないかとということである。その理由としては、たとえば万安は慶安二年（一六四九）淀城主永井氏の外護により宇治の地に道元初開の道場である興聖寺を再興するが、本寺帰属問題はその後永く尾を引き、永平寺より離末の主張もなされた。このように永平寺にとつて万安は、本末支配に抗する存在として受け取られかねない印象を与えたとも解される。

また、擯斥された諸師の中には、鈴木正三（一五七九—一六五五）と極めて近い関係にあった者も多いが、一説には正三は万安の資ともされ、このことも擯斥連座の原因となった可能性が強い。いずれにしても、雑学なるものの基準といい、擯斥連座の状況といい、さらに最終的な擯斥の理由が僧録方・本山に対する不服従とされる点など、不明瞭な部分が多すぎる事件で、その背後に見え隠れする權威の確立や支配の徹底の意志が、擯罰という最悪の結果を導いたと思われるが、その理由とされた雑学という判断が、ある意味では近世江戸宗学の性格を決定的に方向付けた可能性があるので、次にこ

の点について考えてみることにする。

### 雑学の内容と代語擯

雑学事件に連座した者の多くが、万安英種・鉄心道印・鈴木正三等の影響下にあった僧達であることは明らかであるが（前掲中山成二稿）、この問題と雑学と判断された典籍の内容との因果関係がはっきりしないこともすでに述べた通りである。典籍そのものに問題はなく用い方にあるとされたり、江湖会という限定付きであるとされたりするが、慶安二年の擯罰の際の読物のリストに、『大淵代』・『江湖集』がそれぞれ三回挙げられていることから、やはり典籍そのものに問題があったことは否定できない。『江湖集』等の問題はまた別に論じなければならないが、ここでやはり最初の印象に立ちもどつて、門参・代語の禅のテキストである『大淵代』・『龍州代』・『乾国代』等に共通する問題、すなわち中世以来の公案参得の禅に向けられた批判という視点は再検討の必要が充分にある。代・代抄・再吟の類のテキストは、雑学事件の後も多く開版されている事実があり、これによつても典籍そのものが排斥されたのではなかったという論も充分成り立つが、江戸初期の一時期を除いて、この種の開版は中・後期を通じて全く行われていないという事実はより重要である。雑学事件を「代語講録ノ議論」（『宗統復古志』）と呼んだ例もあ

り、さらに慶安二年の擯罰僧から出された訴状に、

一、僧録衆去年之壁書にて、雜学法度之書出シ御座候、然に此度存之外前代よりまなひ來候諸録經卷を法度之雜学と被申候、  
仏祖之言句を学文不仕候者、自今以後ハ法問代もすたり、修行学道難成奉存候、(中略)

一、いにしへより、曹洞宗学文おこたらす仕來ルせうこ、并不知不学にて代法問不罷成せうこ共、道元和尚此かた日本の例を引て、別紙ニ申上候、被入御披見ニ可被下候、彼法門代と申候も、皆内典外典の書より出たる言句にて御座候事、

〔興聖寺文書〕一、二四頁)

とあり、明らかに「代法問」「法問代」の禪の正統性を主張している。ということは、すでに事件の頭初から雜学なるものの内容の最も重要な部分が、代語禪の否定にあったということになる。

こうした代語禪否定の風潮が何時ごろから表面化したかは明らかでない。また雜学事件そのものにも顯著に見出せるように、擯斥する側も、擯斥される側もともに、彼らの担う禪の基盤は中世以来の公案参得の代語禪にあったのであり、他者を断罪する論理はそのまま、自己を弾劾する論理でもあった。こうした矛盾に満ちた論理も、法度を楯にした幕府権力を背景にすることにより、一方的な論理として有効に機能することになる。

雜学事件と近世仏教の性格(石川)

ところで、公案参得の代語禪の否定ということでは想起されるのは、面山瑞方(一六八三—一七六九)による切紙批判にもなう代語禪の否定である。すなわち『洞上室内断揀揀非私記』によれば、たとえは、

達磨大師知死期法断紙

面山謂。此知死期法則道家仙術者之所行。而非佛法一也。円悟禪師広録有破胎息論。責其邪義。万松從容録中評之。采西興禪護國論亦破之。宗門中必勿用。今断紙附会印呪者。疑真言僧之新添也。題達磨大師。誑惑之甚。是故附之揀非。

〔曹洞宗全書〕室中、一九七頁)

といい、さらに、

永平寺室中断紙目錄並引

延享二年乙丑夏。余寓永平寺之承陽卷。五十余日。請室中法室。周覽。中有断紙一百四十余通。逐一拜読。目錄以備後鑑。皆是代語者之妄談僻說。而無一補於宗門者也。

(同上、二二五—六頁)

とまで言って、殆んどの切紙(断紙)を中世の代語禪者の妄談僻説であるとす。切紙資料は諸種の儀礼等の指南の書として師から弟子に伝授されたものであるが、これにはさらに「参」と「大事」(図示)が付随するのが通例で、特に参は師弟の問答体によって切紙の趣旨を追求するもので、単なる儀礼の指南ではなく、いわば一儀礼が一則の公案として扱われ、代語によって宗旨として究められるものであった。その

意味においてもこれは門参と同様に秘密伝授されなければならぬものであった。したがって面山の立場は、雑学事件の僧録側の主張をより鮮明に示すものであったと言ってもよい。もとより面山の主張は宗旨の参究という立場から出たものであり、僧録側の主張は極めて政治的色彩の濃いものであったという違いはあるが、後で述べるように同じ根から出た主張である可能性は大きい。また、切紙を相対化して受け止める立場もすでに戦国末期頃にすでにその萌芽が見られ、たとえば元龜元年（一五七〇）武田氏の領国内で、信濃・甲斐・上野の六ヶ寺の住持が傘連判によって制定した法度には、曹洞宗独自の印可証明書とも言いうる「山居判形」（「山居切紙」ともい、大事了畢は認めるが、悟後の修行を課する趣旨）について、これだけをもって村里の男女を教化したり法幢を建てたりしてはならないとしており（『曹洞宗古文書』上、二〇七頁）、この立場は寛永六年（一六二九）の「扶桑國中曹洞宗諸寺庵法度之事」に、

一、御朱印之表相違之於有禪侶者、宗門令擯罰其國司へ理、武家可充行法度并無修行之僧侶仁嗣法相統於有之者、其師可為過失、況於其身哉、殊仁山居之判形計ニ而唱法証事、違先規之掟条、若不応慈旨輩者、師弟共ニ為永擯事

（『興聖寺文書』一、一二一～三頁）

と受け継がれる。

ともかくも雑学事件を通して否定された宗旨の典籍の一部が、中世以来の伝統的代語の禅風を伝えるテキストであったことは明らかであり、また発生的にも同根のものを有する切紙の相対化という風潮が、いかなる社会的基盤から起ったのかということが問題となるが、若干の見通しだけを最後に述べておくと、まず切紙否定の動向や面山の主張は、切紙伝授による中世歌学を仏教的附会と迷蒙として捉え反対した契沖の立場にも共通し、これはある種の「近世的」合理主義とでも言い得るもので、日用事物の間に応接する者にとつて仏教は信ずることができないという山鹿素行等の排仏論なども、同質のものと見てよい。近世仏教の性格にもこうした近世的合理主義の一端が垣間見られ、山居判形による印可は否定され、二十年修行にして江湖頭、三十年修行にして建法幢という、法度通りの紋切り型の修道体系となり、こうした年功序列型の人材養成施策が教義に反映すれば、梅峰竺信や万仞道坦に見られる未悟嗣法の問題に行き着く。円山道白・面山瑞方に代表される近世江戸宗学も、こうした延長線上で捉えられるべきであり、臨濟宗の白隠による公案禅の新しい体系化の問題も同時に考慮しなければならないが、紙幅の関係でこれらについては別の機会に論じたい。

△キワード▽ 公案禅、門参、切紙、法度

（駒沢大学助教授）